

イタリアの所得保障制度について

(2020年9月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ミラノ事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ミラノ事務所が現地法律事務所 Pavia e Ansaldo Studio Legale に作成委託し、2020年9月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりにあることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Pavia e Ansaldo Studio Legale は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Pavia e Ansaldo Studio Legale が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ミラノ事務所
E-mail：MIL@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. はじめに.....	1
2. 所得保障制度の概要.....	1
ア. 普通所得補助 (Cassa Integrazione Guadagni Ordinaria)	1
イ. 特別所得補助 (Cassa Integrazione Guadagni Straordinaria)	3
ウ. 連帯基金 (Fondi di solidarietà)	5
① 二者間連帯基金 (Fondo di solidarietà bilaterali)	5
② 代替的二者間連帯基金 (Fondo di solidarietà bilaterale alternativo)	6
③ 残余連帯基金 (Fondo solidarietà residuale)	6
④ 賃金統合基金 (Fondo d'integrazione salariale)	6
エ. 例外的所得補助 (Cassa Integrazione in Deroga)	7
オ. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う普通所得補助 (Cassa Integrazione Guadagno Ordinario COVID)	8
カ. 所得補助の前払い	
キ. 失業手当 (Indennità di disoccupazione)	9
3. まとめ.....	9

イタリアの所得保障制度について

1. はじめに

イタリアの法律は、一時的に経営難に瀕している企業の従業員または一時的に生産プロセスから除外された従業員の給与を支援する制度を規定している。本報告書では、まず一般法が規定している保障制度を説明した後、今般のコロナウィルスにより導入された特別所得保障制度について説明する。

2. 所得保障制度の概要

雇用関係継続中の従業員の所得補助

ア. 普通所得補助 (Cassa Integrazione Guadagni Ordinaria)

当制度は、雇用者または当該従業員に起因しない一時的な事象により、労働活動の一時停止または短縮を強いられた該当部門に属する事業者と雇用契約（有期・無期雇用契約）を締結する従業員（在宅勤務の従業員および管理職の従業員を除く）の所得を、一時的に補填または立て替える制度をいう。

管轄機関である全国社会保障機関（以下、INPS）が、所得補助を管理・運営する。

この点、「雇用者または当該従業員に起因しない一時的な事象」とは、業務の減少、景気減退、プロジェクトの終了・変更、悪天候、原料不足、災害その他不可抗力、雇用者・従業員に起因しない理由に基づく公的機関の命令に従う作業の一時停止または短縮、産業部門または、ほかの会社のストライキ、機械の故障等が挙げられる（政令 2016 年 95442 号 3 条以下）。

対象となるのは、下記セクターにおいて雇用される従業員である。

産業（製造業、運送業、鉱業、プラント設置、電気・水道・ガス業、建設業および関連業、石材発掘・加工、第三者の為にする（産業用の）オリーブオイルの搾油、森林・林業・たばこ産業、公共団体）、手工業（建設業および関連業、石材発掘・加工）、生コンクリート製造業、映画レンタル・配給、映画フィルム開発・印刷担当業、電気および電話システム、鉄道上部構造を担当する企業、工業部門に属する企業の作業員と同様の作業活動を行う生産および労働共同事業体、農畜産共同事業体

当該従業員は、補助申請時において少なくとも 90 日以上労働活動を遂行した者である必要がある（同政令 1 条 2 項および 3 項）。

給付期間

給付期間の限度は、一つの生産部門につき連続最長 13 週間、2 年間の合計で最長 52 週間である（同政令 12 条）。給付がいったん終了してから、平常業務期間が 52 週間経過した後に、新たに同じ生産部門について支給申請することは可能である。

なお所得補助を受給中の従業員は、申告した就業停止・短縮時間に就労することはできない。

給付額

給付額は、雇用契約に従い確定されている週 40 時間を限度とする所定就労時間のうち、労務提供しなかった時間の総賃金の 80%に相当する額である。かかる給付額は、各週の就業時間に応じて計算されるものとし、交代勤務制により就業時間が短縮される場合、対象期間となる各週の平均時間で計算されるものとする。

給付上限額（月額）は法律 1986 年 41 号 26 条に従うものとし、2020 年においては、月額総賃金の平均額が 2,159.48 ユーロ以下の場合には 939,89 ユーロ、月額総賃金の平均額がそれを超える場合は 1,129.66 ユーロである¹。

拠出金

普通所得補助を申請する雇用者は、INPS 声明 2016 年 24 号に規定されている普通拠出金 (Contributo ordinario)²および INPS 通達 2015 年 197 号に規定されている追加的拠出金 (Contributo addizionale) を支払う義務を負う（政令 2015 年 148 号 5 条、13 条 1 項および 3 項）。なお、拠出額は部門および企業の規模によって異なる。

申請方法

雇用者は、労働組合代表（一般労働組合（RSU）または企業別労働組合代表（RSA））等に、所得補助の申請手続きを行う意思を有することを通知し、労働活動の一時的停止または就業時間短縮の理由、労働活動の停止または短縮の推定期間、対象となる従業員の数等の報告を行い、上記機関が事前審査を行う。

事前審査を通過した後、雇用者またはコンサルタントが INPS の公式サイトからオンライン申請を行う。労働活動の一時的停止または就業時間短縮の理由、労働活動の停止または短縮の推定期間、従業員の情報を入力の上、当該従業員の EMENS モデル（給与情報が記載された所定フォーム）、労働活動の一時的停止または就業時間短縮の理由を証明する技術的報告書と併せて送信する。

申請期限は、原則労働活動の一時的停止または就業時間短縮の開始から 15 日以内であるが、不可抗力事由が発生した場合は、当該事由が発生した翌月末とする（政令 2015 年 148 号 15 条 2 項（政令 2016 年 185 号 32 条 1 項 a により変更））。

¹ INPS 通達 2020 年 20 号

<https://www.inps.it/bussola/VisualizzaDoc.aspx?sVirtualURL=%2FCircolari%2FCircolare%20numero%2020%20del%2010-02-2020.htm>

雇用者が建設業の場合は支給額が異なる。

² INPS 声明 2016 年 24 号

<https://www.inps.it/bussola/VisualizzaDoc.aspx?sVirtualURL=/Messaggi/Messaggio%20numero%2024%20del%2005-01-2016.htm&iDDalPortale=&iIDLink=-1>

給付方法

補助相当額は雇用者から従業員へ支払われ、INPS から雇用者へ払い戻しが行われる。しかし、雇用者に支払い能力が無い場合、所定の申請を行うことにより、INPS から従業員に直接支払いが行われる。

申請が却下された場合の不服申し立て

申請の一部または全部が却下される場合、却下理由が示される。INPS が下した措置に不服の場合、INPS の通知から 30 日以内に申し立てを行うことができる（法 1989 年 88 号 25 条）。

イ. 特別所得補助（Cassa Integrazione Guadagni Straordinaria）

当制度は、①特定部門の経営難にある企業を救済するため、②企業組織再編を行うため、または③雇用者と労働組合間で締結された連帯契約（Contratto di Solidarietà）³に基づく場合、企業の生産活動の停止・減少に伴い、労働活動停止・就業時間の短縮を強いられる従業員の所得を補助することを目的とする。

申請管轄機関は労働政策省（Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali）で、給付機関は INPS である。

対象となるのは以下のとおりである。

① 下記セクターで従業員 15 人以上を雇用する事業者

産業（建設業および関連業を含む）、操業停止または操業時間を短縮する手工業、食堂を含む飲食業、清掃業、鉄道サービスの補助部門・鉄道車両の製造およびメンテナンス業、農畜産物の加工処理を行う共同事業体、セキュリティサービス業

② 下記セクターで従業員 50 人以上を雇用する事業者

運送を含む商業、農畜産物販売を行う共同事業体、旅行代理店を営む

③航空輸送業、空港管理業および空港システムに関与する業務を行う事業者

当該従業員は、雇用契約により雇用する従業員である必要があるが、従業員のうち在宅勤務の従業員および管理職の従業員は対象から外れる。また、補助申請時において少なくとも 90 日以上労働活動を遂行した者である必要がある（政令 2015 年 148 号 1 条 2 項および 3 項）。

給付期間

(1) 企業経営難にある企業の従業員については、12 カ月間を上限とする。新たに申請を行う場合、前回の給付期間終了から所得補助を受けた期間の 3 分の 2 を経過していることが必要となる。

(2) 企業組織再編を目的とする企業の従業員については、5 年間で 24 カ月間を上限とする。

³就業時間の停止・短縮を認めることにより、既に雇用されている従業員の解雇を回避すること、または新規採用を行うことを目的とする雇用者と労働組合間の協定をいう。

(3) 連帯契約に基づく申請の場合、5年間で24カ月間を上限とする。

給付額

雇用契約に従い確定されている週40時間を限度とする所定就労時間のうち、労務提供しなかった時間の総賃金の80%に相当する額である。

給付上限額（月額）は法律1986年41号26条に従うものとし、2020年においては、月額総賃金の平均額が2,159.48ユーロ以下の場合は939.89ユーロ、月額総賃金の平均額がそれを超える場合は1,129.66ユーロである⁴。

拠出金

特別所得補助を申請する場合、普通拠出金として所得の0.3%を従業員が、0.6%を支払う必要がある（政令2015年148号23条）。雇用者はさらに、追加的拠出金を支払う義務を負う（政令2015年148号5条）。

申請方法

(1) 企業経営難を理由とする申請

雇用者は、労働組合代表（一般労働組合（RSU）または企業別労働組合代表（RSA））等に、所得補助の申請手続きを行う意思を有することを通知し、労働活動の一時的停止または就業時間短縮の理由、労働活動の停止または就業時間短縮の推定期間、対象となる従業員の人数等の報告を行い、上記機関が事前審査を行う。経営を継続または再開するための事業計画書を作成し、事前に労働政策大臣（Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali）と合意を締結する。申請は、労働政策大臣および地方労働局に対して、所定電子フォームにより申請を行うものとし、かかる申請時に、対象となる従業員の情報、就業停止・就業時間短縮プログラム、労働政策省と締結した合意書、労働組合が署名した調書の写し等を提出する。

(2) 企業組織再編を理由とする申請

雇用者は、労働組合代表（一般労働組合または企業別労働組合代表）等に、所得補助の申請手続きを行う意思を有することを通知し、労働活動の一時的停止または就業時間短縮の理由、労働活動の停止または就業時間短縮の推定期間、対象となる従業員の人数等の報告を行い、上記機関が事前審査を行う。かかる事前審査の通過後、労働政策省および地方労働局に対して、所定電子フォームにより申請を行うものとし、かかる申請時に、対象となる従業員の個人情報、人数、就業停止・短縮プログラム、当該従業員のEMENSモデル（給与情報が記載された所定フォーム）を送信する。

(3) 連帯契約に基づく申請

同契約書は雇用者と労働組合（一般労働組合または企業別労働組合代表）との間で締結される。締結後、INPS、労働政策大臣および地方労働局に、所定電子フォームにより申請を行う。申請において、従業員の個人情報、就業時間短縮期間等を報告する。

⁴ 雇用者が建設業の場合、金額が異なる。

申請が承認された場合、労働政策大臣の命令が下される。

給付方法

補助相当額は雇用者から従業員へ支払われ、INPS から雇用者へ払い戻しが行われる。しかし、雇用者に支払い能力が無い場合、所定の申請を行うことにより、INPS から従業員に直接支払いが行われる。

ア（普通所得補助）とイ（特別所得補助）の所得補助の対象となる従業員の、ほかの休職制度との関係について、法令は以下のように説明する。

・病気による休職（政令 2015 年 148 号 3 条 7 項）

（1）就業停止中に病気による休職を開始した場合

所得補助を受給し、特に休職であることを通知する必要はない。

（2）就業停止前に病気による休職を開始した場合

休職を開始した後に当該従業員が所属する事務所、部署、グループ全体が就業停止または就業時間の短縮をする場合、就業停止開始時から休職手当ではなく所得補助を受ける。

・産休（政令 2001 年 151 号 24 条 2、3、6 項）

産休開始時に所得補助を受けている従業員は、当該就業停止開始時期後 60 日を経過していない場合、産休手当を受給する。60 日を経過している場合、所得補助を受給する。

ウ．連帯基金（Fondi di solidarietà）

政令 2015 年 148 号 26 条以下に規定されている連帯基金は、現行法で規定されている賃金補充または補助給付に関する法律の、適用範囲外の部門に属する企業に雇用されている従業員の労働活動が一時停止または終了した場合に、当該従業員の所得を支援するための制度である。但し、管理職の職員は対象外となる。

基金の種類としては、①二者間連帯基金（政令 2015 年 148 号 26 条）、②代替的二者間連帯基金（同 27 条）、③残余連帯基金（同 28 条）、④賃金統合基金（同 29 条）がある。①～④については一部内容が類似しているが、まず①の利用を検討し、①の条件に当てはまらない企業は②～④の基金の創設を検討することとなる。

①二者間連帯基金（Fondo di solidarietà bilaterali）

二者間連帯基金は、普通所得補助または特別所得補助に関する法律によって規定された理由に基づき、労働活動の一時停止または就業時間の短縮を行わざるを得なくなったものの、事業者が右制度の適用対象外の部門に所属する為に保護されないという場合を想定し、事業者が雇用する労働者（管理職を除く）の所得を補助する。賃金補助に関する法令の適用を受けないすべての部門で業を営み、5 人を超える従業員を雇用する雇用者は、当該基金を創設しなければならない。

かかる基金を創設するために、労働組合と使用者団体は、二国間連帯基金の設立に関して、複数産業部門間での合意を含む、団体間協定を含む団体協定（*accordo collettivo*）と団体契約（*contratto collettivo*）を締結している。

上記合意に続き、経済財政大臣の承認の下、労働政策大臣令に基づき、INPS に当該基金が設立される。

②代替的二者間連帯基金（*Fondo di solidarietà bilaterale alternativo*）

本基金は、手工業者または派遣労働者の為の基金であり、管轄が INPS ではなく、所轄基金という点で①と異なる。

③残余連帯基金（*Fondo solidarietà residuale*）

本基金は、INPS が管理し、普通所得補助または特別所得補助に関する法律によって規定された理由に基づき労働活動の一時停止または就業時間の短縮を行わざるを得なくなったものの、事業者が右制度の適用対象外の部門に所属するために保護されないという場合を想定し、事業者が雇用する従業員（管理職を除く）の所得を補助する。従業員数が 15 人以上の事業主が本基金を創設することができる。本基金による補助は、事業者が事業の一部または全部を終了する場合を除く。

④賃金統合基金（*Fondo d'integrazione salariale*）

本基金は、普通所得補助または特別所得補助に関する法律によって規定された理由に基づき労働活動の一時停止または就業時間の短縮を行わざるを得なくなったものの、事業者が右制度の適用対象外の部門に所属するために保護されないという場合を想定し、事業者が雇用する労働者（管理職を除く）の所得を補助する。賃金補助に関する法令の適用を受けないすべての部門で業を営み、①二者間連帯基金、②代替的二者間連帯基金の基金の創設を行わない、5 人を超える従業員を雇用する雇用者は、当該基金を創設することができる。

当基金は、普通所得補助または特別所得補助に関する法律によって規定された理由のほか、余剰人員の回避または削減するためにも利用することができる。

給付額

連帯基金の給付上限額は、原則、法律 1986 年 41 号 26 条に従うものとし、2020 年においては、月額総賃金の平均額が 2,159.48 ユーロ以下の場合には 939,89 ユーロ、月額総賃金の平均額がそれを超える場合は 1,129.66 ユーロである⁵。

支給方法

連帯基金は、以下の 3 種類の手当により支給される。

・連帯手当（*assegno di solidarietà*）

連帯基金については、就業停止または就業時間の短縮が開始される前の雇用従業員が 5 人以上の場合、余剰人員の回避または削減するため、就業停止または就業時間の短縮を強いられる従業員（管理職を除く）に対して支給される。当該手当を支給されるには、あらかじめ、労働組合と

⁵ 雇用者が建設業の場合、金額が異なる。

の協約を締結することが必要となる。連帯手当の支給期間は、2年間で最長12カ月間を限度とする。

・通常手当 (assegno ordinario)

賃金統合基金については、就業停止または就業時間の短縮が開始される前の雇用従業員の平均人数が15人以上の場合、普通所得補助または特別所得補助に関する法律によって規定された理由に基づき就業停止または就業時間の短縮を強いられる従業員（管理職を除く）に対して支給される。通常手当の支給期間は、2年間で最長26週間を限度とする。

・特別手当 (assegno straordinario)

企業間または地域レベルで締結された協定を基礎に、企業再編成を行う企業、二者間連帯基金のうちの特定基金（普通信用基金、協同組合信用基金、イタリア郵便局基金、イタリア国鉄基金等）を創設する企業に正規雇用されている従業員で、雇用関係終了から5年または7年以内⁶に年金の受給要件を満たす従業員に対して認められる。原則として、雇用関係の終了時に雇用者が支払う年金（早期または定年）の額に、雇用者が負担義務を負うその他の関連拠出金を支払う。

支給期間は12～13カ月間で、基金により異なる。

申請方法

各種手当の申請は、INPSのオンライン申請が開始されているものについては、オンラインにて申請を行う。

エ. 例外的所得補助 (Cassa Integrazione in Deroga)

対象外または支給期間を終了した為に通常所得補助・特別所得補助・連帯基金のいずれの支援も受けることができない雇用者を支援するための制度である。対象となる従業員は、原則、所得補助支給期間開始の12カ月前から雇用されている作業員、事務員、中間管理職、見習い、派遣労働者である。申請人は、企業、個人事業主、社会的協同組合である。

当所得補助は、生産活動が1カ所の雇用者は、当該生産活動を行う管轄の自治体の判断により給付が決定され、生産活動場所が国内の複数にわたる雇用者については、労働社会政策省と経済財政省の省令に従い給付が決定される。

給付額

給付額は、雇用契約に従い確定されている週40時間を限度とする所定就労時間のうち、労務提供しなかった時間の総賃金の80%に相当する額である。

⁶ 連帯基金の種類により異なる。

本補助の財源は、年ごとの予算編成に組み入れられ、その限度において INPS が直接給付する。本給付を受ける場合、雇用者は、所得補助の受給期間に応じて、追加的拠出金を支払う必要がある（政令 2015 年 148 号 5 条）。

申請方法

INPS のサイトの所定電子フォームにより申請を行う。

コロナウイルス感染拡大に伴う救済措置

- ・ 2020 年 2 月 23 日以降に雇用された従業員も含まれる。

オ. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う普通所得補助（Cassa Integrazione Guadagno Ordinario COVID）

政令 2020 年 18 号に従い、コロナウイルス感染拡大に伴う非常事態において、従業員の労働活動の停止または短縮が強いられた場合、普通所得補助の適用対象となる雇用者は、単純化された申請理由に基づき従業員の所得補助の申請を行うことができる。

さらに、同政令は以下の例外規定を設ける。

- ・ 申請期間の延長：労働活動停止または就業時間短縮が開始した月から 4 カ月後の末日まで。
- ・ 給付期間：2020 年 2 月 23 日から 2020 年 8 月末の内の最長 9 週間分、遡及して支給。
- ・ 理由欄の簡素化：「コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態により」で申請可。
- ・ 緊急事態宣言前に政令 2015 年 148 号に基づき、普通所得補助を受けていた企業の従業員に対しては、政令 2020 年 18 号に従い、別途本所得補助の申請が可能。
- ・ （普通所得補助申請条件である）90 日以上労働活動を遂行した者という条件の免除。
- ・ 雇用者の追加的給与支払い義務の免除：本救済措置としての所得補助を申請した雇用者は、政令 2015 年 148 号が規定する一部払いを免責される。
- ・ 2020 年 2 月 23 日において特別所得補助の支給を受けていた企業の従業員は、当該手続きを一時停止し、普通所得補助の対象となる場合には、後者に一時切り替えを行うことが可能。

申請は INPS のサイトからオンラインで申請を行う。

カ. 所得補助の前払い

通常の所得補助は、雇用者が所得を従業員に支払った上での払い戻しを想定しているが、今般のコロナウイルス感染拡大に伴う救済措置として、命令 2020 年 104 号 1 条 1 項は、普通所得制度または普通手当制度において、雇用者が所得を従業員に支払えない場合、支給が認定された時間の 40% を上限として、短縮された就業時間分の所得が、INPS から従業員に直接支払われることを規定する。

申請は、就業停止または就業時間の短縮から 15 日以内に INPS へオンライン申請することを要する。

雇用関係終了後の従業員所得補助

キ. 失業手当 (Indennità di disoccupazione)

解雇された場合、当該従業員は失業手当の受給を受けることが可能である。

この点、新雇用社会保険 (NASpI) の失業手当の申請資格を有するのは、雇用契約を締結していた労働者に限り、また政令 2015 年 22 号 2 条は、行政機関を雇用者として無期限雇用契約を締結していた者など、一部適用除外を設ける。

必要条件は、①非自発的に失業したこと、②非自発的に失業する前の 4 年間で、13 週間以上拠出金を支払っていること、③解雇前の 12 カ月間の間に、30 日間以上就業したことである。

給付期間

過去 4 年間のうち労務を提供した期間の半分で、最長 24 カ月とする。

給付額

給付額は、過去 4 年間の社会保障課税対象となる平均月給を労務提供した合計週数で割り、数値係数 4.33 を掛けて計算される。

給付上限額 (月額) は法律 1986 年 41 号 26 条に従うものとし、2020 年においては、1,335.40 ユーロとする⁷。

申請方法

INPS のサイトからオンラインで申請を行う。期限は失業してから 68 日以内とする (除斥期間)。

3. まとめ

以上が代表的な所得保障制度であるが、雇用関係継続中にある従業員の所得補助は、有期または無期の雇用契約を締結している従業員のうち、管理職の従業員は対象外であることに注意されたい。管理職は就業時間の上限が設けられておらず、従って、就業時間の短縮という条件を満たさないからである。

これらの制度は、従業員の所得を補助し、終局的には雇用を保障することを目的としている。特に、今回のコロナウィルスの感染拡大に伴い、政府は雇用を確保する為、支給条件を緩和し、手続きを簡素化している。この救済措置は、雇用主を支援する一方で、この所得保障制度を限度額まで利用せずに、従業員を客観的に合理的な理由で解雇することを禁止していることにも注意されたい (法令 2020 年 104 号 14 条)。

⁷ INPS 通達 2020 年 20 号

<https://www.inps.it/bussola/VisualizzaDoc.aspx?sVirtualURL=%2FCircolari%2FCircolare%20numero%2020%20del%2010-02-2020.htm>

雇用者が建設業の場合は支給額が異なる。

なお、このコロナウイルス感染拡大に伴う救済措置として、法令 2020 年 18 号および法令 2020 年 34 号の規定に従い、無期・有期雇用契約によらない労働者（付加価値税番号を有する専門家、継続的協働契約に基づく協働者、法定一般保険に加入する自由業者、季節労働者等）に補助金支給制度を設けている。